

農林水産省 動物検疫所 Animal Quarantine Service, MAFF



動物検疫所は、輸入される動物・畜産物などを検査し
日本の家畜と国民の食卓を守る水際検疫の最前線です！



畜産物の輸出入検査



家畜の
輸出入検査



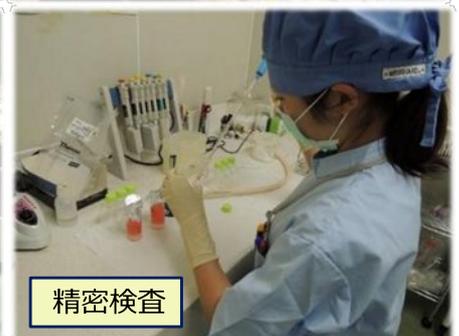
旅客の携帯品検査



犬猫等の
輸出入検査



検疫探知犬業務



精密検査

動物検疫所は、職員を募集しています！
あなたの専門知識や技術を活かして、家畜防疫官として
活躍してみませんか？

家畜衛生・
感染症学

畜産物の
生産・加工

食品の分析

飼料・
草地学

愛玩動物
の管理

犬のトレー
ニング技術

ライフ
サイエンス

バイオ
サイエンス



裏面の採用情報・インターンシップ情報もチェックしてね！



家畜防疫官になるには（採用案内）

農林水産省が実施している以下の採用試験に合格する必要があります。

農林水産省 獣医系技術職員採用試験（国家公務員採用総合職試験(院卒者試験)相当）

* 獣医師国家試験に合格または獣医師国家試験の受験資格を有する見込みの者

農林水産省 畜産系技術職員採用試験（国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)相当）

* 家畜防疫官に任命されるためには、大学(大学院を含む。)又は短期大学を卒業していることが必要です。

例年、4月上旬から5月中旬にかけて出願を受け付けています。受験案内は、例年、3月中旬頃に農林水産省から各獣医・畜産系大学(就職担当窓口)に送付するほか、農林水産省HPに掲載しています。

随時、採用情報や説明会開催情報を更新しています。
最新情報はこちらから！



獣医系



畜産系

- 採用に関する問い合わせ先
農林水産省畜産局畜産振興課 代表:03-3502-8111(内線4853)
大臣官房秘書課 // (内線3182)

インターンシップ（就業体験実習）について

大学生等を対象に体験型の実習（インターンシップ）を実施しています。希望する方を全国の動物検疫所で受け入れ、それぞれの場所で動物検疫業務を体験してもらっています。

（参考）2022年度の例

受入場所：全国の動物検疫所

対象：大学生、大学院生等

受入時期：1週間程度。時期、期間は受入場所により異なります。

募集方法：5月中旬～6月中旬に各大学の窓口を通じて募集

動物検疫所の職場を
体験してみませんか？



- 2023年度の実施については、大学窓口や動物検疫所HPでご確認ください。

インターンシップのほか、見学会、短期実習(実施時期不定)も実施しています。適宜、HPで募集しますので是非チェックしてみてください！

インターンシップ・
職場見学等情報



- 動物検疫所見学、インターンシップに関する問い合わせ先
農林水産省 動物検疫所 企画管理部 管理指導課
TEL:045-751-5937

若手職員に聞きました！（アンケートより抜粋）

就職先として選んだ理由

- 獣医師という資格を活かせる職場だから
- 畜産学などの専門性を活かせる職場だから
- 専門知識を活かしつつ行政にも関われるから
- 日本全国から海外まで活躍の場が広いことに魅力を感じたから
- 水際検疫という海外からの家畜伝染病侵入防止の最前線として働けるから

お勧めしたいポイント

- 海外悪性伝染病の侵入を水際で防ぐ！というやりがいを感じる。
- 様々な業務を経験することができ、仕事に対する視野が広がる。
- 動物検疫所以外にも、本省勤務や他機関への出向など様々な経験ができる。
- 国規模でしかできない業務に携ることができ、社会と関わる面が多い。
- 国際的な場で活躍できる。
- 全国異動に伴って各地に行くことができる。
- 福利厚生がしっかりしていて男女の待遇に差がなく、男性も女性も安心して働ける。

(別記様式1)

農林水産省動物検疫所就業体験実習受入先一覧 (令和5年)

実習実施機関 (所名)	受入部署	受入期間		人数	実習内容	受入条件等
動物検疫所 横浜本所	企画管理部 企画調整課 調査課 危機管理課	8月28日～9月1日	1週間	3	・企画管理部各課における補助業務（問い合わせへの回答案作成、防疫資材の管理、統計情報の作成、会議資料の作成、ホームページの編集等） ・各種会議、打合せへの出席等	動物検疫に興味・関心のある方。
		9月4日～9月8日	1週間	3		

実習実施機関 (所名)	受入部署	受入期間		人数	実習内容	受入条件等
動物検疫所 横浜本所	検疫部 動物検疫課	9月4日～9月8日	5日間	2	<ul style="list-style-type: none"> ・生体動物の輸出入検査 ＊内容：臨床観察、採血・採材、検査室内での検査、書類の事務処理等 (豚の輸入が予定されています。輸入予定が変更され、入検が無くなった場合は、業務の説明及び見学と検査室内検査の実習等を行います。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・実習開始前7日間、 <ul style="list-style-type: none"> ✓海外渡航歴がないこと。 ✓偶蹄類及び馬科動物と接触していないこと。 (農場等の、これらの動物がいる施設(以下、「農場等」という。)へ立ち入っていないこと。) ✓研究室等において家畜伝染病予防法で定める監視伝染病の病原体を取り扱っていないこと。 ・実習期間中、他の農場等へ立ち入らないこと。 ・実習期間中に係留動物に接触した場合は、実習後7日間は偶蹄類及び馬科動物と接触しないこと(農場等へ立ち入らないこと)。 ・職員の指示を遵守できること。 <p>注) 検疫区域への入域時には専用着を着用し、退域時にはシャワーを浴びていただきます。</p>
		9月11日～9月15日	5日間	2		

実習実施機関 (所名)	受入部署	受入期間		人数	実習内容	受入条件等
動物検疫所 横浜本所	精密検査部	8月21日～8月25日	1週間	2	【微生物検査課】 輸出入動物の抗体検査等 1～2日間	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出入動物及び畜産物を対象とした精密検査に興味がある方 ・リスク評価に興味がある方 ・パソコンを用いたデータ解析に興味ある方 (動物の輸入状況等により、予定している検査が実施できない場合もあります。)
		8月28日～9月1日	1週間	2	【病理・理化学検査課】 PCR検査等 1～2日間 【危険度分析課】 データ解析、リスク評価等 1日間	

実習実施機関 (所名)	受入部署	受入期間		人数	実習内容	受入条件等
動物検疫所	検疫部 畜産物検疫課 (うち1日は川崎出張所)	8月21日～8月25日	1週間	2	①海港における畜産物の輸入検査(書類検査、現物検査、精密検査及び消毒措置等) ②海港における畜産物の輸出検査(書類検査、現物検査等) ③ 外航船舶(クルーズ船)の携帯品検査 ④ 病原体の輸入照会への対応 ⑤ 国際郵便物の輸入検査 (①の一部及び⑤については川崎出張所において実施予定。 ③については日程によりできない場合があります)	動物検疫業務(特に畜産物の輸出入検査)に興味・関心があること。
		8月28日～9月1日	1週間	2		

実習実施機関 (所名)	受入部署	受入期間		人数	実習内容	受入条件等
動物検疫所	川崎出張所 (うち1日は畜産物 検疫課)	8月21日～8月25日	1週間	2	①海港における畜産物の輸入 検査(書類検査、現物検査、 精密検査及び消毒措置等)	動物検疫業務(特に畜産物の輸 入検査)に興味・関心があること。
		8月28日～9月1日 (各期間中1日は検疫部 畜産物検疫課で受入予 定)	1週間	2	②海港における畜産物の輸出 検査(書類検査、現物検査 等) ③国際郵便物の輸入検査 ④病原体の輸入照会への対応 ⑤外航船舶(フェリー)の携 帯品検査 (④、⑤については畜産物 検疫課において実施予定)	

実習実施機関 (所名)	受入部署	受入期間		人数	実習内容	受入条件等
動物検疫所 北海道・東北支所	検疫課	8月14日～8月18日	1週間	2	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産物の輸出入検査（新千歳空港、小樽港） ・旅客の携帯品検査（新千歳空港） ・動物の輸出入検査施設の案内（胆振分室） ・犬等の輸出入検査（新千歳空港） 	<ul style="list-style-type: none"> ・動物検疫業務に興味や関心のある方
		8月21日～8月25日	1週間	2		
		8月28日～9月1日	1週間	2		
		9月4日～9月8日	1週間	2		

実習実施機関 (所名)	受入部署	受入期間		人数	実習内容	受入条件等
動物検疫所 北海道・東北支所	仙台空港出張所	8月9日～10日	2日間	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仙台空港における携帯品検査及び検疫探知犬探知業務 ・ 仙台塩釜港における船舶貨物（畜産物）の輸出入検査業務 ・ 輸出犬等の検査業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物検疫業務に興味や関心のある方（特に携帯品検査、畜産物の輸出入検査） ※申請状況により、体験できない場合があります。
		8月23日～24日	2日間	3		
		8月30日～31日	2日間	3		

実習実施機関 (所名)	受入部署	受入期間		人数	実習内容	受入条件等
動物検疫所 成田支所	旅具検疫第1課、2課	8月21日から25日	1週間	4	海外から携帯品として輸入される畜産物の検査、動植物探知犬業務、犬猫の輸出入検疫等	畜産学科等学生
	貨物検査課	9月11日から15日	1週間	4	航空貨物で輸出入される畜産物、犬猫の検査	
	動物検疫第1課、2課 貨物検査課	8月28日から9月1日	1週間	4	動物（家畜）の輸出入検疫業務 海外から携帯品として輸入される畜産物の検査、動植物探知犬業務等 航空貨物で輸出入される畜産物、犬猫の検査	<ul style="list-style-type: none"> ・獣医学科学生 ・実習開始前7日間、 <ul style="list-style-type: none"> ✓海外渡航歴がないこと。 ✓偶蹄類及び馬科動物と接触していないこと。 (農場等の、これらの動物がいる施設(以下、「農場等」という。)へ立ち入っていないこと。) ✓研究室等において家畜伝染病予防法で定める監視伝染病の病原体を取り扱っていないこと。 ・実習期間中、他の農場等へ立ち入らないこと。 ・実習期間中に係留動物に接触した場合は、実習後7日間は偶蹄類及び馬科動物と接触しないこと (農場等へ立ち入らないこと)。

						<ul style="list-style-type: none">・職員の指示を遵守できること。 <p>注) 検疫区域への入域時には専用着を着用し、退域時にはシャワーを浴びていただきます。</p>
--	--	--	--	--	--	---

実習実施機関 (所名)	受入部署	受入期間		人数	実習内容	受入条件等
動物検疫所 羽田空港支所	検疫第1課及び東京 出張所	8月14日～8月18日	1週間	3	畜産物の輸出入検査（羽田空港 ・東京港） 犬、猫等の輸出入検査（羽田空 港） 検疫探知犬による探知活動（羽 田空港）	動物検疫に興味・関心のある方
		8月21日～8月25日	1週間	3		
		8月28日～9月1日	1週間	3		
		9月4日～9月8日	1週間	3		
		9月11日～9月15日	1週間	3		

実習実施機関 (所名)	受入部署	受入期間		人数	実習内容	受入条件等
動物検疫所 中部空港支所 及び 精密検査部 海外病検査課	中部空港支所 検疫課、 名古屋出張所 及び 精密検査部 海外病検査課	7月31日～8月4日	1週間	4	<ul style="list-style-type: none"> ・中部空港における畜産物及び犬等の輸出入検査業務、外国郵便物の輸入検査業務並びに動物検疫の広報業務 ・名古屋港における畜産物の輸出入検査業務 ・海外病検査課における検査業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・動物検疫に関心のある方 ※中部国際空港（常滑市）及び名古屋出張所（名古屋市港区）の両方に通える方
8月28日～9月1日	1週間	4				

実習実施機関 (所名)	受入部署	受入期間		人数	実習内容	受入条件等
動物検疫所 関西空港支所	検疫第1課、検疫第2課及び検疫第3課	8月28日～9月1日	1週間	4	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客の携帯品検査補助 ・動植物検疫探知犬の検査補助 ・輸出入犬猫の検査補助 ・国際郵便に含まれる畜産物の検査補助 ・国際貨物の動畜産物輸出入検査補助 	動物検疫に関心のある方。
		9月4日～9月8日	1週間	4		

実習実施機関 (所名)	受入部署	受入期間		人数	実習内容	受入条件等
動物検疫所 神戸支所	検疫課	7月31日～8月4日	1週間	2	<ul style="list-style-type: none"> 神戸港における輸出入畜産物の検査補助 輸入動物の検査業務補助（実習期間中に検査がある場合） 	<ul style="list-style-type: none"> 動物検疫に興味・関心のある方。 実習開始前7日間、 <ul style="list-style-type: none"> ✓海外渡航歴がないこと。 ✓偶蹄類及び馬科動物と接触していないこと。 （農場等の、これらの動物がいる施設（以下、「農場等」という。）へ立ち入っていないこと。） ✓研究室等において家畜伝染病予防法で定める監視伝染病の病原体を取り扱っていないこと。 実習期間中、他の農場等へ立ち入らないこと。 実習期間中に係留動物に接触した場合は、実習後7日間は偶蹄類及び馬科動物と接触しないこと（農場等へ立ち入らないこと）。 職員の指示を遵守できること。
		9月4日～8日	1週間	2		
動物検疫所 神戸支所	大阪出張所	9月4日～8日	1週間	2	<ul style="list-style-type: none"> 大阪港における輸出入畜産物の検査補助 輸入動物の検査業務補助（実習期間中に検査がある場合） 	<ul style="list-style-type: none"> 研究室等において家畜伝染病予防法で定める監視伝染病の病原体を取り扱っていないこと。 実習期間中、他の農場等へ立ち入らないこと。 実習期間中に係留動物に接触した場合は、実習後7日間は偶蹄類及び馬科動物と接触しないこと（農場等へ立ち入らないこと）。 職員の指示を遵守できること。
		9月11日～15日	1週間	2		

注) 検疫区域への入域時には専用着を着用し、退域時にはシャワーを浴びていただきます。

実習実施機関 (所名)	受入部署	受入期間		人数	実習内容	受入条件等
動物検疫所 門司支所	検疫第1課及び検疫 第2課	7月31日～8月4日	1週間	4	【検疫第1課】 ・ 関門港における畜産物等の輸 出入検査業務（書類検査、現 物検査等） ・ 国際線（フェリー等）の旅客 携帯品の検査業務 ・ 動物検疫に係る広報活動 【検疫第2課】 ・ 輸入馬の搬入立会、臨床観察、 採血及び検査材料採取の見 学・補助 ・ 検査室における血液塗抹標本 作製、血清分離、遺伝子検査 等の見学・補助 ・ 死亡馬等の剖検及び病性鑑定 に係る検査の見学・補助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物検疫に関心のある方 ・ 検疫第1課（門司港湾合同庁舎） から検疫第2課（新門司検疫場又 は太刀浦検疫場）へは、各自公共 機関による移動、又は官用車で移 動 ・ 実習開始前7日間、 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 海外渡航歴がないこと。 ✓ 偶蹄類及び馬科動物と接触し ていないこと。 （農場等の、これらの動物がい る施設（以下、「農場等」と いう。）へ立ち入っていない こと。） ✓ 研究室等において家畜伝染病 予防法で定める監視伝染病の 病原体を取り扱っていないこ と。 ・ 実習期間中、他の農場等へ立ち入 らないこと。
		8月21日～8月25日 （輸入動物の検査状況に 応じて、検疫第1課及び 検疫第2課で、それぞれ 2～3日程度を予定。）	1週間	4		

動物検疫所 門司支所						<ul style="list-style-type: none"> ・実習期間中に係留動物に接触した場合は、実習後7日間は偶蹄類及び馬科動物と接触しないこと（農場等へ立ち入らないこと）。 ・職員の指示を遵守できること。 ・動物の輸入予定に変更があった場合は、実習生の了解を得た上で受入日程を変更する場合がある <p>注）検疫区域への入域時には専用着を着用し、退域時にはシャワーを浴びていただきます。</p>
	博多出張所及び福岡 空港出張所	8月28日～9月1日 9月4日～9月8日 （博多出張所及び福岡空 港出張所でそれぞれ2～ 3日の実習を予定）	1週間 1週間	4 4	【博多出張所】 <ul style="list-style-type: none"> ・畜産物輸出入検査業務 ・国際線（航路）旅客携帯品検査業務 【福岡空港出張所】 <ul style="list-style-type: none"> ・国際線旅客携帯品検査業務 ・動物（犬猫）輸出入検査業務 ・水産動物輸入検査 ・畜産物の精密検査業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・動物検疫に関心があり、将来、動物検疫所で働いてみたいと考えている方

実習実施機関 (所名)	受入部署	受入期間		人数	実習内容	受入条件等
動物検疫所 門司支所	鹿児島空港出張所	8月21日～8月25日	1週間	3	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島港等における畜産物等の輸出入検査業務（書類審査、現物検査等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・動物検疫に関心のある方 ・検疫区域への入場時には更衣し、退場時にはシャワーを浴びることが必要
		9月4日～9月8日	1週間	3	<ul style="list-style-type: none"> ・国際線（航空機・クルーズ船）の旅客携帯品の検査業務に関し、携帯品検査への同行（鹿児島空港及び鹿児島港） ・検査室における血清検査、細菌分離、遺伝子検査等の実践 ・書類審査、輸入検疫証明書の作成等の実践 ・動物検疫に係る広報活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・空海港へは、職員の運転する車で移動 ・動物の輸入計画変更があった場合は実習生の了解を得た上、受入日程を変更する場合がある ・動物検疫所への交通手段は自ら用意すること

実習実施機関 (所名)	受入部署	受入期間		人数	実習内容	受入条件等
動物検疫所 沖縄支所	検疫課 同 那覇空港出張所	8月7日～8月10日	4日間	2	<p>沖縄支所における動物検疫業務（畜産物の輸出入検査、国際郵便物検査、国際クルーズ船携帯品検査等）</p> <p>那覇空港出張所における動物検疫業務（畜産物の輸出入検査、犬猫の輸出検査、広報活動などの補助等）</p> <p>国際クルーズ船については、実習期間に到着しない場合あり。</p>	<p>動物検疫所に興味をお持ちの方。</p> <p>沖縄支所での就業体験実習を、特に希望される方。</p>
		8月21日～8月25日	1週間	2		
		9月4日～9月8日	1週間	2		
		<p>8月下旬から9月の沖縄県は台風の影響を受ける可能性があるため、予定の日程で実施できない場合あり。</p>				



企画管理部の業務紹介



企画管理部の業務内容

企画調整課

動物検疫所の検疫対応に関する総合的な企画立案、連絡調整（広報活動、各種要領の作成、予算・人員要求作業など）



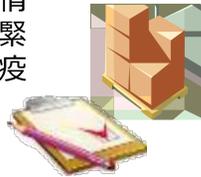
調査課

動物検疫業務システム等の運用、開発調整、統計情報の収集、作成及び各種研修の立案、調整など



危機管理課

畜産物検査等に関する処理施設情報の管理、家畜伝染病発生時の緊急支援、防疫資材の保管及び検出事案に関する危機管理対応など



動検作成
広報資材（一例）



主な実習内容（予定）

- 動物検疫所について理解を深める
- 企画管理部各課における業務補助
- 各種会議、打合せへの出席 など

（例）

- 広報関係業務（ポスター作成、イベント企画等）
- ホームページ更新、SNS投稿
- 統計資料作成補助
- 防疫資材の管理業務補助

企画管理部からのメッセージ

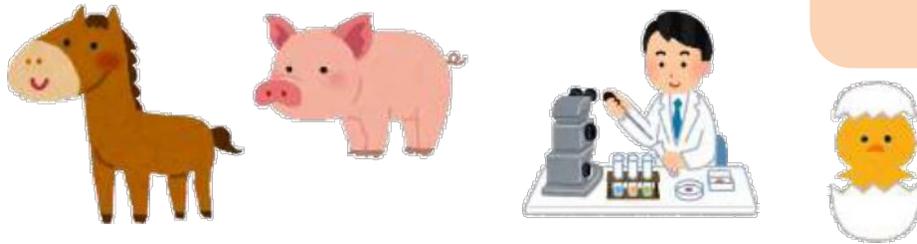
企画管理部は、動物検疫所全体の仕組みや動きを知ることができる部署です。
貴重な体験ができる部署ですので、是非来てください！

※実習内容については、日程等により変更しますのでご注意ください。

動物検疫課の実習内容

動物検疫課の業務内容

- 家畜伝染病予防法に基づく牛、馬、豚、初生ひな等の輸出入検査
- 狂犬病予防法に基づく犬・猫等の輸出入検査
- 水産資源保護法に基づく輸入水産動物の検査



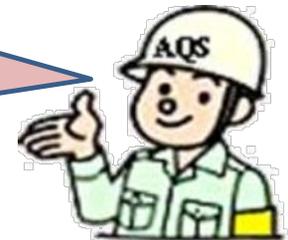
主な実習内容（予定）

- 動物検疫について理解を深める
動物検疫業務の概要説明
- 輸入家畜(豚等)の検査業務の補助
 - ・臨床観察
 - ・血液、検査材料の採取
 - ・採取した材料を用いた各種検査

※ 状況により体験できない場合もあります。

～ 動物検疫課からのメッセージ ～

生きた家畜の検査業務を体験したい方、
ぜひお越し下さい！



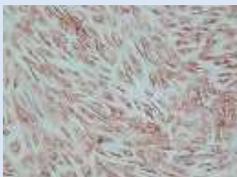
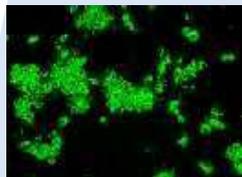
精密検査部における実習内容

精密検査部の業務内容

微生物検査課

輸出入動物及び畜産物を対象とした

- ・抗体検査
- ・ウイルス分離



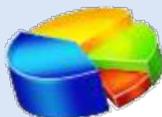
病理・理化学検査課

- ・細菌検査
- ・病理検査
- ・遺伝子検査
- ・理化学検査



危険度分析課

動畜産物の輸入に伴う、
疾病侵入リスクの解析など



主な実習内容(予定)

- ① 動物検疫所の精密検査業務を体験する
- ② 各種検査の原理と意義を理解する

<実習例>

ウイルス中和試験
間接蛍光抗体法検査
ELISA
PCR
病理組織標本の作製・観察
輸入リスク分析に関する説明
パソコンを用いたデータ解析



精密検査部からのメッセージ

検査が好きな方
リスク分析に興味がある方
大歓迎です!!

動物検疫所検疫部畜産物検疫課における実習内容 (一部川崎出張所において実施予定)

畜産物検疫課の主な業務内容

畜産物の輸入検査

海外から輸入される骨・肉・皮・毛などの畜産物を介して、家畜の伝染性疾病が日本に侵入することを防ぐため、書類検査や現物検査を実施



畜産物の輸出検査

国際的な信用のため、外国に輸出する畜産物が、家畜の伝染性疾病をひろげるおそれのないことを証明するための輸出検査を実施



国際郵便物の検査

[川崎出張所]

国際郵便の郵便物に含まれている畜産物について、開梱し現物検査を行い輸入の可否を確認



携帯品の検査

(旅客船入港時のみ)

横浜港に不定期に入港するクルーズ船による入国者が、手荷物として持ち込む畜産物の検査

※就航予定により対応がない可能性があります



主な実習内容(予定)

①動物検疫所について理解を深める

②畜産物検疫課の業務を体験

例: 1) 船舶貨物で到着する畜産物の輸出入検査

ア) 書類検査補助

イ) 現物検査補助

ウ) 検査後の処理の補助

2) 病原体の輸入照会への対応補助

3) クルーズ船旅客の携帯品検査補助

4) 国際郵便物の検査補助[川崎出張所業務]

③水際防疫の重要性の理解 など

畜産物検疫課からのメッセージ

検疫部畜産物検疫課は、横浜港の畜産物の輸出入検査を行っています。目には見えない家畜の伝染病の病原体等の日本への侵入をどのように防いでいるか、興味ある方は是非おいください！

※実習内容については、日程等により変更しますのでご注意ください。

動物検疫所川崎出張所における実習内容 (一部畜産物検疫課において実施予定)

川崎出張所の主な業務内容

畜産物の輸入検査

海外から輸入される骨・肉・皮・毛などの畜産物を介して、家畜の伝染性疾病が日本に侵入することを防ぐため、書類検査や現物検査を実施



畜産物の輸出検査

国際的な信用のため、外国に輸出する畜産物が、家畜の伝染性疾病を広げるおそれのないことを証明するための輸出検査を実施



国際郵便物の検査

国際郵便の郵便物に包含されている畜産物について、開梱し現物検査を行い輸入の可否を確認。検疫探知犬も活動中。



携帯品の検査

(旅客フェリー入港時のみ)

[畜産物検疫課]

横浜港に不定期に入港する旅客フェリーによる入国者が、手荷物として持ち込む畜産物の検査



主な実習内容(予定)

①動物検疫所について理解を深める

②川崎出張所の業務を体験

例: 1) 船舶貨物で到着する畜産物の輸出入検査

ア) 書類検査補助

イ) 現物検査補助

ウ) 検査後の処理の補助

2) 病原体の輸入照会への対応補助

[畜産物検疫課]

3) 国際郵便物の検査補助

③水際防疫の重要性の理解 など

川崎出張所からのメッセージ

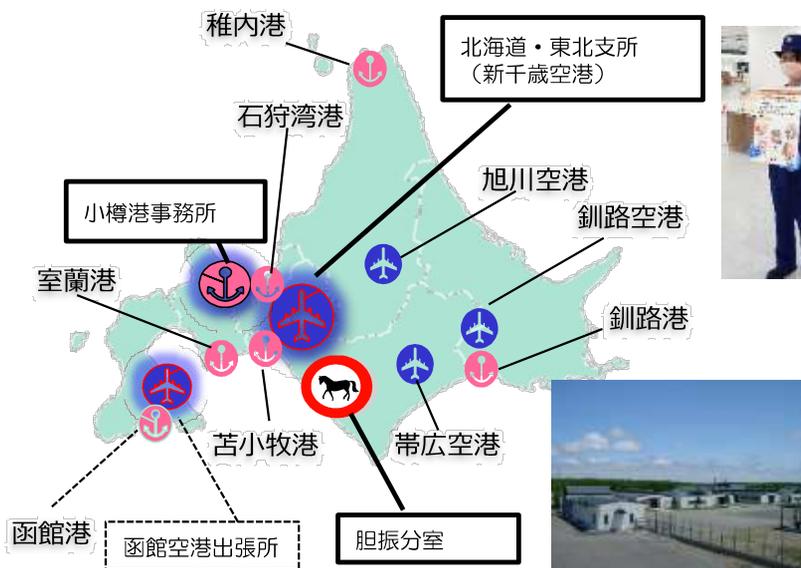
川崎出張所は、川崎港の畜産物の輸出入検査及び川崎東郵便局の外国郵便物検査(検疫探知犬も活動中)を行っています。目には見えない家畜の伝染病の病原体等の日本への侵入をどのように防いでいるか、興味ある方は是非おいでください!

※実習内容については、日程等により変更しますのでご注意ください。

北海道・東北支所検疫課における実習内容



検疫課の業務概要



検疫課では、新千歳空港での業務の他、胆振分室、小樽港事務所で業務をおこなっています。

新千歳空港、旭川空港等では、旅行客携帯品検査や牛肉等の航空貨物輸出検査を、小樽港・石狩湾新港等では船舶貨物検査やクルーズ船対応を行っています。

また、胆振分室では輸入動物の係留検査、動物の輸出検査、防疫資材の保管管理等を行っています。

主な実習内容（予定）

- ①新千歳空港での業務補助
検疫探知犬による旅行客の携帯品検査、ペット（犬等）、畜産物の輸出入検査を体験
- ②胆振分室（厚真町）での業務補助
馬の輸出入検査、初生ひなの輸入検査を体験
- ③小樽港事務所での業務補助 など
小樽港、石狩湾新港で畜産物の輸出入検査を体験

*状況により体験できない業務もあります。なお、夏季に動物の輸出入予定はありません。

検疫課からのメッセージ

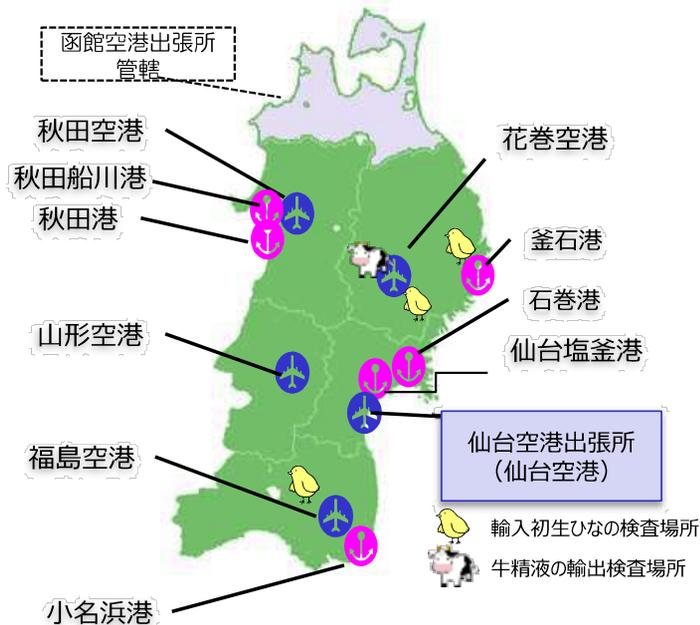
主要3業務（動物の検査、携帯品検査、畜産物検査）が実習できます。実際の馬の輸出入検査は見られない場合もありますが、施設見学や検査の実習は出来ますので、是非お越し下さい！



北海道・東北支所 仙台空港出張所における実習内容



仙台空港出張所の業務概要



仙台空港出張所は、東北地方唯一の動物検疫所で、青森県を除いた東北5県を管轄しています。

出張所のある仙台空港の他に、上記の空港において、主に海外から到着する旅行者の携帯品検査を、海港において、船舶で輸出入される畜産物等の検査を行っています。

また、管内には、3箇所の輸入ひなの農林水産大臣指定検査場所があり、ヨーロッパや北米から輸入される初生ひなの検査も行っています。

主な実習内容（予定）

①仙台空港業務の体験

仙台空港における以下の業務補助

- ・入国者の携帯品検査
- ・靴底消毒（解説）
- ・検疫探知犬の探知活動

②畜産物輸出入検査業務の体験・補助

仙台・塩釜港における以下の業務を体験

- ・輸出入畜産物の書類検査、現物検査
- ・輸出入検疫証明書の発行

③動物の検査業務体験 など

- ・犬猫の輸出検査（申請がある場合）

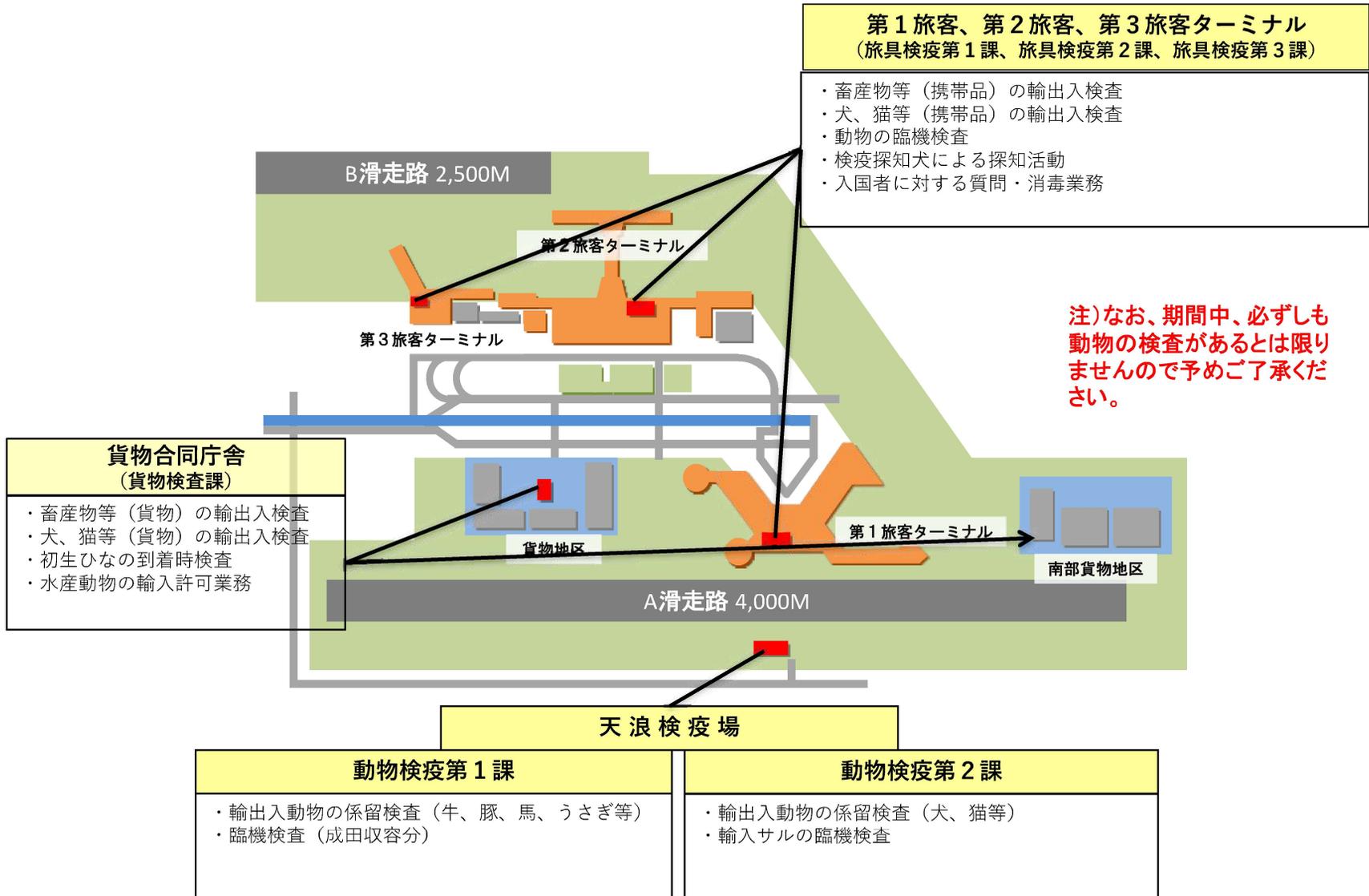
*状況により体験できない業務もあります

仙台空港出張所からのメッセージ

動物検疫の仕組みを知ることができますので、実習内容に興味のある方は、是非お越し下さい！



成田支所での実習内容



羽田空港支所 検疫第1課・東京出張所における実習内容

羽田空港支所の業務



羽田空港



- 肉製品等、携帯品や航空貨物の輸出入検査
- 犬、猫等の輸出入検査
- 検疫探知犬による探知活動
- 動物検疫に関する広報活動 他



東京港

- 船舶貨物の輸出入検査
- 郵便物の輸入検査 他

実習内容

- 動物検疫について学ぶ
- 輸出入検査を体験する
- 広報活動を補助する
- 職員と意見交換する



羽田空港支所からのメッセージ

首都圏の空の玄関である羽田空港や日本一の貨物取扱量の東京港で、検疫業務を体験できます！

中部空港支所での実習内容

中部空港支所

検疫課の業務

- ・航空貨物の輸出入検査
- ・外国郵便物の検査
- ・輸出入犬猫の検査
- ・検疫探知犬を使った旅客の携帯品検査 など

名古屋出張所の業務

- ・名古屋港における輸出入畜産物検査
- ・防疫資材の管理業務 など



3カ所で実習

精密検査部

海外病検査課の業務

- ・輸出入鳥類の鳥インフルエンザ検査
- ・輸出犬の血清学的検査
- ・輸入水産動物の病原学的検査 など



実習内容

- 動物検疫所について理解を深めます
- 各課・出張所における業務を見学・体験します

次のような業務の見学・体験(業務の補助)ができます。

- ・空港における旅客の携帯品検査
- ・空港における航空貨物の検査
- ・外国郵便物の検査
- ・輸出入犬猫等の検査
- ・海港における船舶貨物の検査
- ・防疫資材の管理業務
- ・輸出動物の検査室での検査
- ・輸入鳥類の検査室での検査
- ・輸入魚類の検査室での検査

中部空港支所からのメッセージ

中部空港支所では、空港島内に所在する海外病検査課と共催することにより、空港での旅客を対象とした検査、外国郵便物の検査、海港での大型コンテナで輸入される貨物の検査、検査室での精密検査など幅広い業務の体験ができます。



動物検疫所関西空港支所の実習内容

当支所は関西圏最大の国際空港内に位置し、動畜産物、犬、猫等などの検疫を行い、日本の水際防疫に貢献しています。



- 旅客の携帯品検査補助
- 動植物検疫探知犬の検査補助
- 輸出入犬猫の検査補助
- 国際郵便物に含まれる畜産物の検査補助
- 国際貨物の動畜産物輸出入検査補助

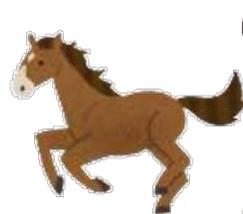
動物検疫所神戸支所検疫課における実習内容

検疫課の業務

- ◆ 輸出入畜産物の検査
(肉類、臓器類、皮類等)
- ◆ 輸出入動物の検査
(馬、牛、初生ひな、犬等)
- ◆ 神戸港、神戸空港における旅具検査
(定期旅客船、クルーズ船、チャーター便等)
- ◆ 口蹄疫ワクチン等防疫資材の保管

主な実習内容 (予定)

- ◆ 動物検疫について理解を深めます。
 - ・ 動物検疫業務の概要説明
- ◆ 輸出入検疫業務の補助を行います。
 - ・ 畜産物の輸出入検査
(書類検査、現物検査、精密検査)
 - ・ 動物の輸出入検査
(書類検査、臨床観察、血清検査等)



検疫課からのメッセージ

検疫課は、主に神戸港に輸出入される動物や畜産物の検査を行っています。
興味のある方は、私たちの職場を体験してみませんか。

(注) 動物の輸出入検査については、輸入変更等により体験できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

動物検疫所神戸支所 **大阪出張所** における実習内容

大阪出張所の業務

- ◆ 輸出入畜産物の検査
(肉類、臓器類、皮類等)
- ◆ 輸出入動物の検査
(馬、牛、初生ひな、犬等)
- ◆ 大阪港における旅具検査
(定期旅客船、クルーズ船、チャーター便等)



大阪出張所からのメッセージ

大阪出張所は、主に大阪港に輸出入される動物や畜産物の検査を行っています。
興味のある方は、私たちの職場を体験してみませんか。

(注) 動物の輸出入検査については、輸入変更等により体験できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。。

門司支所における実習内容(1)

主な輸出入検疫業務

1 肥育用素牛・素馬の検査

2 輸出入小動物(犬、猫)の検査

3 輸入初生ひなの検査

4 輸出入畜産物の検査

5 国際線旅客の携帯品検査



実習内容(予定)

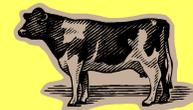
肥育用素牛・素馬の検査業務の補助

【動物検疫について理解を深める】

家畜、犬・猫、サル、魚などの水際防疫の意義

【動物(牛・馬)の輸入検疫業務の補助】

- ①臨船・臨機検査
・空海港に到着した動物の状態を確認
- ②健康証明書の確認
・輸出国政府発行の証明書が輸入条件を充足しているか確認
- ③採血・採材
・各種検査に必要な材料を採取
- ④血液・血清検査
・各種検査を実施
- ⑤臨床観察
・毎日の牛・馬の健康状態を確認



門司支所からのメッセージ(1)

門司支所新門司検疫場では、牛や馬の輸入検疫をしています。動物検疫の仕組みを知ることができます。ぜひ、来てみてください！



※ 実習内容は、輸入日程等により変更する場合があります。



門司支所における実習内容(2)

主な輸出入検疫業務

1 肥育用素牛・素馬の検査

2 輸出入小動物(犬、猫)の検査

3 輸入初生ひなの検査

4 輸出入畜産物の検査

5 国際線旅客の携帯品検査

実習内容(予定)

輸出入畜産物の検査の補助

- ①書類検査
・提出された申請書類の内容を確認
- ②現物検査
・関門港において、輸出入貨物が申請書類の記載内容と合致しているか確認
- ③輸出入検疫証明書の発行

国際線旅客の携帯品検査

- ①現物検査
関門港において、国際線旅客の携帯品を検査
- ②靴底消毒
- ③質問業務

門司支所からのメッセージ(2)

門司支所では、畜産物を対象に、貨物や携帯品の検査をしています。動物検疫の仕組みを知ることができます。ぜひ、来てみてください！



※ 実習内容は、輸入日程等により変更する場合があります。



博多出張所における実習内容

主な輸出入検疫業務

1 輸出入畜産物の検査



輸入: 冷凍生鮮肉



輸出: 冷凍生鮮肉



輸入: 加熱処理肉
(加熱状況確認検査)

2 国際線旅客の携帯品検査

実習内容(予定)

輸出入畜産物の検査の補助

【動物検疫について理解を深める】

家畜、犬・猫、サル、魚などの水際防疫の意義

【輸出入畜産物の検査業務の補助】

- ①書類検査
・提出された申請書類の内容を確認
- ②現物検査
・博多港において、輸出入貨物が申請書類の記載内容と合致しているか確認
- ③輸出入検疫証明書の発行

国際線旅客の携帯品検査

- ①現物検査
博多港において、国際線旅客の携帯品を検査
- ②靴底消毒

博多出張所からのメッセージ

博多出張所では、畜産物を対象に貨物と携帯品(注)の検査をしています。動物検疫の仕組みを知ることができます。ぜひ、来てみてください！

※ 実習内容は、状況により変更する場合があります。

福岡空港出張所における実習内容

動物検疫業務に係る法律及び法令に基づく主な業務内容

家畜伝染病予防法

国際線旅客の携帯品検査



- 動植物検疫探知犬による探知活動
- 家畜防疫官による旅客への口頭質問
- 手荷物の開披検査

旅客から収去した肉製品等を使用した精密検査業務も実施しています。

畜産物の輸出入検査



- 書類検査
- 現物検査
- 輸出入検疫証明書の交付

狂犬病予防法

犬等の輸出入検査



- 書類検査
- 個体の照合 / 健康状態の確認
- 輸出入検疫証明書の交付

水産資源保護法

水産動物の現物検査



- 申請書類の検査
- 健康状態の目視による検査
- 許可証の交付

インターンシップ生の皆様へ

福岡空港出張所では、これらの業務内容について見学・経験していただくことができます。実際の動物検疫業務を体験して理解を深めてみませんか。職員一同、心よりお待ちしております。



鹿児島空港出張所における実習内容(1)

主な輸出入検疫業務

- 1 肥育用素馬の検査
- 2 輸出入小動物(犬、猫)の検査
- 3 輸入初生ひなの検査
- 4 輸入サルの検査
- 5 輸出入畜産物の検査
- 6 国際線旅客の携帯品検査

実習内容(予定)

輸入動物の検査の説明及び実践

【動物検疫について理解を深める】

家畜、犬・猫、サル、魚などの水際防疫の意義

【動物(馬)の検疫業務の説明及び検査の実践】

- ①検査証明書の確認
 - ・輸出国政府機関発行の検査証明書で輸入動物が輸入条件等を充足しているか確認
- ②血清検査
 - ・馬伝染性貧血のゲル内沈降反応
- ③遺伝子検査
 - ・馬インフルエンザのLAMP検査
- ④血液検査
 - ・住血微生物の鏡検

鹿児島空港出張所からのメッセージ

鹿児島空港出張所では、馬やサルの輸入、畜産物を対象に輸入貨物や携帯品の検査など様々な動物・畜産物の検査を行っており、動物検疫の仕組みを広く知ることができます。ぜひ、来てみてください！



*実習内容は、輸入日程等により変更する場合があります。



鹿児島空港出張所における実習内容(2)

主な輸出入検疫業務

- 1 肥育用素馬の検査
- 2 輸出入小動物(犬、猫)の検査
- 3 輸入初生ひなの検査
- 4 輸入サルの検査
- 5 輸出入畜産物の検査
- 6 国際線旅客の携帯品検査



実習内容(予定)

輸出入畜産物の検査の補助

- ①書類検査
 - ・提出された申請書類の内容を検査
- ②現物検査
 - ・志布志港、鹿児島港、川内港において、輸出入貨物が検査証明書等や提出された必要書類等の記載内容と合致しているか検査
- ③輸出入検疫証明書の発行

国際線旅客の携帯品検査への同行

- ①現物検査
 - ・鹿児島空港及び鹿児島港(クルーズ船)の国際線旅客の携帯品検査
- ②靴底消毒
- ③質問業務



沖縄支所及び那覇空港出張所の実習内容



各所の業務内容

沖縄支所

那覇港における船舶貨物検査、
那覇中央郵便局での国際郵便物の検査

国際クルーズ船の旅客対応
(那覇港、石垣港、平良港)
離島空港における国際線旅客
対応(石垣空港、下地島空港)



那覇空港出張所

那覇空港における国際線旅客
対応、犬等の輸出入検査

那覇空港における航空貨物検査、
検疫探知犬の探知業務



検疫探知犬に
会えるかも！

主な実習内容(予定)

**沖縄支所及び那覇空港出張所における
業務補助等を体験していただきます。**

例：船舶及び航空貨物(畜産物)の輸出入検査
那覇空港における旅客対応
検疫探知犬の探知業務
犬等の輸出入検査
国際郵便物の輸入検査
広報活動



沖縄支所からのメッセージ

観光県沖縄における、空と海の玄関口での
水際検疫の役割を体験していただけます。
空港で旅行者の手荷物を検査するだけで
はない、あなたの知らない業務もたくさんあり
ますよ！

※実習内容は、都合により変更される場合がありますので、
あらかじめ御了承ください。

農林水産省就業体験実習実施要領

14農人第1917号
平成15年1月31日
農林水産省大臣官房秘書課長通知

一部改正	平成16年2月16日
一部改正	平成18年11月22日
一部改正	平成21年11月20日
一部改正	平成23年4月26日
一部改正	平成24年12月6日
一部改正	平成26年1月10日
一部改正	平成27年10月1日
一部改正	平成31年2月27日
一部改正	令和2年4月23日
一部改正	令和3年3月24日
一部改正	令和3年7月1日

(趣旨)

第1 この要領は、大学（短期大学を含む。）、大学院その他の教育研修施設（以下「大学等」という。）の学生を対象として、農林水産省において就業体験実習（以下「実習」という。）を行う場合における当該実習の期間、実施方法、実習生の資格要件、募集方法、サービス、その他必要な事項を定めるものである。

(実習の目的)

第2 本実習は、大学等の学生を農林水産省において就業体験を行わせることにより、学生の学習意欲を喚起し、高い職業意識を育成するとともに、農林水産業、農山漁村及び農林水産行政に対する理解を深めてもらうことを目的とする。

(実習の実施機関)

第3 実習の実施機関は、農林水産本省の内局（大臣官房（統計部を除く。）、大臣官房統計部及び本省の局並びに農林水産技術会議事務局をいう。）及び外局（林野庁本庁及び水産庁本庁をいう。）（以下「本省」という。）、植物防疫所、那覇植物防疫事務所、動物検疫所、農林水産政策研究所、地方農政局、北海道農政事務所並びに森林管理局とする。

(実習の期間)

第4 実習の期間については、次のとおりとする。

- (1) 実習の期間は、原則として、毎年、2月から4月まで又は7月から9月までの一週間以上一ヶ月間以下の期間とし、具体的な日程については、実習生を受入れる部署の実情により実習実施機関の長が決定する。
- (2) 実習生は、実習が開始された日から実習が終了する三日前までの間、実習の期間

の延長の申出を行うことができる。

(実習生の資格要件)

第5 実習生は、原則として大学等の学生であって、大学等が意欲、成績、人物、素行等に優れ、服務規律等を遵守することが確実であるとして推薦した者とする。また、実習を希望する学生が海外に所在する大学等の学生である場合に限り、大学等の推薦は不要とする。

ただし、次のいずれかの事項に該当する者は、実習生となることができない。

- ① 日本国籍を有さない者
- ② 正当な事由なくして大学等を休学している者

(実習生の募集及び決定等)

第6 実習生の募集及び決定等については、次のとおりとする。

- (1) 農林水産省は、インターネット等を通じて実習生を募集する。
- (2) 実習希望者は、大学等の就職担当部局等に申し出るものとする。
- (3) 大学等の就職担当部局等は、実習に参加させるものとして推薦する学生をとりまとめ、本省の実施分については大臣官房秘書課長に、植物防疫所、那覇植物防疫事務所、動物検疫所、農林水産政策研究所、地方農政局、北海道農政事務所及び森林管理局の実施分については各実習実施機関の長に提出する。
- (4) 農林水産省は、大学等の推薦に基づき、受入れる実習生を選考、決定し大学等に通知する。当該学生への結果の通知は各大学等において行う。ただし、実習を希望する学生が海外に所在する大学等の学生である場合に限り、実習実施機関の長は、当該実習を希望する学生に直接結果を通知するものとする。
- (5) 実習生は、実習開始前に服務規律等の遵守にかかる誓約をしなければならない。
- (6) 大学等の定める実習制度の適用上、当該大学等と覚書を交わす必要がある場合には、本実施要領及び別に定める実施細則の範囲内で、大臣官房秘書課長と各大学の総括責任者との間で覚書を交わすことができるものとする。

(実習の実施方法等)

第7 実習の実施方法等は、次のとおりとする。

- (1) 国家公務員法（昭和22年法律第120号。）第100条に基づき、実習の内容は、農林水産行政上漏えいすると重大な影響を与える情報等秘匿性の高い情報（以下「秘密情報」という。）を扱うものとなってはならない。また、秘密情報に接し得る状況に実習生をおいてはならない。
- (2) 実習生個人毎に指導員を置き、実習生の指導及び助言に当たらせる。
- (3) 指導員は、実習生に対する実習計画書を作成し、実習の適正かつ効果的な実施に努めるものとする。
- (4) 実習生は、指導員の助言のもとに当該課における補助的な行政事務に従事することとする。
- (5) 実習生は、実習期間終了の後、実習内容に関する報告書を作成し、実習実施機関の長に提出することとする。

(実習生の服務等の取扱い)

第8 実習生の服務等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 実習期間中、実習生は国家公務員としての身分は保有しないが、実習期間中における服務については、原則として農林水産省の職員の服務に準ずるものとし、また、指導員の指導・監督等に従わなければならない。
- (2) 実習生は、農林水産省における実習活動中に知り得た情報（公開されているものを除く。）の取扱いについては、指導員の指示に従わなければならない。実習終了後においても、同様とする。
- (3) 実習の欠務は正当な事由がある場合以外はこれを認めないこととする。やむを得ず欠務する場合は事前に指導員に申し出ることとする。なお、正当な事由による場合であっても、2日以上欠務した場合、実習を打ち切ることができるものとする。
- (4) 実習生としてふさわしくない行為があったときは、実習を打ち切ることができるものとする。
- (5) 実習生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は、大学等で負うものとする。

(実習の打ち切りについて)

第9 実習の打ち切りについては、次のとおりとする。

- (1) 農林水産省は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大等を踏まえ、実習を継続することが適切でないと判断した場合及び第8(3)並びに(4)に該当する場合の外、実習生がこの実施要領に従わない場合その他実習を継続し難い事由が生じた場合は実習を打ち切ることができるものとする。
- (2) 農林水産省は、実習を打ち切った場合は速やかに実習生の所属大学等にその旨を通知するものとする。

(省内 LAN システムの利用)

第10 実習生の省内 LAN システムの利用は、次のとおりとする。

- (1) 実習生は、実習期間中、省内 LAN システムの電子掲示板へは一切アクセスしてはならない。
- (2) 実習生は、実習期間中、各部局等ごとにアクセス権限が設定されている共有フォルダへは、アクセスしてはならない。ただし、実習生は、実習生ごとに用意された作業用フォルダにアクセスすることができる。なお、各部局等の共有フォルダに保存されている電子データを作業用フォルダに複製・移送等する場合には、指導員の指導の下に行わなければならない。

(実習に係る費用負担)

第11 実習生の実習のために要する費用の一切は、実習生個人又は大学等の負担とする。また、農林水産省は実習生に対し、一切の手当を支給しない。

(実習中の事故等に伴う災害補償)

第12 実習中の事故等に伴う災害補償については、次のとおりとする。

- (1) 大学等又は実習生は、原則として、学生教育研究災害傷害保険及びインターンシ

ップ等賠償責任保険その他の傷害保険（以下「保険」という。）に加入しなければならない。

- (2) 実習生が実習期間中実習により傷害を負った場合は、実習生の加入する保険により補償する。
- (3) 実習生が農林水産省又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険により補償する。
- (4) 上記（1）及び（2）に基づく保険の利用などに関する必要な手続きは、大学等が行うものとする。ただし、実習生が海外に所在する大学等の学生である場合に限り、当該実習生が保険の利用などに関する必要な手続きを行うことができる。

（実習成果の公表）

第13 実習生が実習の成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に実習実施機関の長の承認を受けなければならない。

（その他）

第14 この要領に定めのない事項であって、当該実習に必要な事項等については、次のとおりとする。

- (1) この要領に定めるもののほか、当該実習の実施に関し必要な事項は、本省の実施分については大臣官房秘書課において、植物防疫所、那覇植物防疫事務所、動物検疫所、農林水産政策研究所、地方農政局、北海道農政事務所及び森林管理局の実施分については各実習実施機関において別に定める。
- (2) この要領等に定めのない事項及びこの要領に関し疑義が生じた事項については、大臣官房秘書課、実習実施機関、大学等、実習生及びその他の関係者が協議して決定するものとする。

第15 各実習実施機関の長が独自に実習を企画及び実施する場合には、当該実習実施機関において、この要領を参考として、実習に関する規程を定めることができるとし、規程を定めた場合には、これを秘書課に報告するものとする。

本省における農林水産省就業体験実習生の募集、決定等について

	平成15年1月31日
一部改正	平成16年2月16日
一部改正	平成18年2月1日
一部改正	平成21年11月20日
一部改正	平成23年4月26日
一部改正	平成27年4月17日
一部改正	令和2年4月23日
一部改正	令和3年3月24日
一部改正	令和3年7月1日
一部改正	令和4年11月4日
	大臣官房秘書課

(実習生の募集)

第1 実習生の募集は、次により行う。

- (1) 各実習実施機関の長は、実習生の受入れについて、受入れ可能な課室名、期間、人数、実施業務等につき別紙様式1にとりまとめ、大臣官房秘書課長へ報告する。
- (2) 大臣官房秘書課長は、各実習実施機関の報告をとりまとめた後、速やかに、大学等及び学生に対して、インターネット等を通じて、実習の実施を通知する。
- (3) 大学等の就職担当部局等は、実習に参加させるものとして推薦する学生を別紙様式2にとりまとめ、被推薦者毎に別紙様式3の個人調書を添付して、大臣官房秘書課長に提出する。ただし、海外に所在する大学等の学生が実習を希望する場合に限り、学生が直接、大臣官房秘書課長に提出する。

(実習生の決定等)

第2 実習生の決定は、次により行う。

- (1) 大臣官房秘書課長は、各実習実施機関の受入れ可能人数、学生の希望等を勘案し、各実習実施機関の長に対して、推薦する学生の一覧及び当該学生の作成した個人調書を送付する。
- (2) 各実習実施機関の長は、大臣官房秘書課長の推薦に基づき、受入れの可否を決定する。この際、実習を実施する課の長による面接を行うことができる。
実習実施機関の長は、決定後速やかに、実習生の受入れ先等につき大臣官房秘書課長まで報告することとする。
- (3) 大臣官房秘書課長は、各実習実施機関の長の報告を受けて、別紙様式4により速やかに大学等へ、受入れ可能な学生の氏名及び実習を実施する課室等(以下「受入課等」という。)を通知する。当該学生への結果の通知は、各大学等において行うこととする。ただし、実習生が海外に所在する大学等の学生である場合に限り、大臣官房秘書課長は、当該学生に直接結果を通知するものとする。
- (4) 実習生は、実施要領第6の(5)に規定する誓約については、別紙様式5による誓約書に署名し、大臣官房秘書課長に提出することとする。

(実習の実施に係る留意すべき事項)

第3 実習の実施方法等は、次のとおりとする。

- (1) 実習実施機関の長は、実習を実施する課の長に、その所属職員（原則として課長補佐クラス）のうちから指導員を指名させる。
- (2) 指導員は、別紙様式6により実施要領第7の(3)に規定する実習計画書を実習開始前日までに実習実施機関の長まで提出するものとする。
- (3) 実習生は、実習期間終了後2週間以内に、別紙様式7により実習内容に関する報告書(1,000字程度)を作成し、指導員を経由して実習実施機関の長に提出することとする。
- (4) 指導員は、実習終了後、速やかに実習の結果について農林水産省ポータルに設置した報告フォームにより報告することとする。
- (5) 各実習実施機関の長は、実習終了後、実習の結果について別紙様式8にとりまとめ大臣官房秘書課長に報告する。
- (6) 実習に必要な机、椅子、パソコン等の事務用品は実習実施機関において準備し、実習生に供与する。
- (7) 指導員は、実施要領第10の趣旨を踏まえ、実習生が省内LANシステムを適正に利用できるよう措置するとともに、実習生を指導・監督しなければならない。
- (8) 実習時間は午前9時45分から午後5時15分(以下、「定時という」。)までとし、このうち午後0時から午後1時まででは休憩時間とする。なお、例外的に定時以外にも若干の実習を行うことがある。

(実習の期間の延長の取扱い)

第4 実施要領第4の(2)に基づく実習の期間の延長については、次のとおりとする。

- (1) 各実習実施機関の長は、実習生から実習の期間の延長の申出があり、受入課等として延長して受け入れることができると判断したときは、速やかに大臣官房秘書課長に連絡する。
- (2) (1)により、実習の期間の延長の申出について連絡を受けた大臣官房秘書課長は、速やかに実習の期間の延長の申出を行った実習生が所属する大学等に連絡し、当該期間の延長についての可否の判断について伺いを立てるとともに、受入延長を行う期間が実習生が加入する保険(実施要領第12に定める保険をいう。)の保険期間内であることを確認する。ただし、実習生が海外に所在する大学等の学生である場合に限り、当該実習生が確認し大臣官房秘書課長へ報告する。
- (3) 大臣官房秘書課長は、(2)において行った実習の期間の延長の可否に係る判断等を総合的に勘案し、当該延長の可否について決定するものとする。
- (4) 大臣官房秘書課長は、(3)の結果について、速やかに各実習実施機関の長及び当該実習生の所属する大学等に連絡するものとする。
- (5) (3)において、実習の期間の延長について「可」と判断したときは、大臣官房秘書課長、各実習実施機関の長等は、パソコンの貸出期間の延長等必要な手続を取ることとする。

(実習結果の報告)

第5 各大学等は、大臣官房秘書課長に、実習の結果の報告を求めることができる。

(特例的な取扱い)

第6 本実施細則第1及び第2の定めるところにかかわらず、実習生の募集及び決定等
に関しては、大学等の事情に基づいて異なる取扱いを定めることができる。

(別紙様式1)

令和〇年度 インターンシップ受入先一覧

実習実施機関 (局庁名)	受入課室	受入期間	学生の文系、理系の希望	人数	実習内容	受入条件等	課室の業務紹介

(記載例)

実習実施機関 (局庁名)	受入課室	受入期間	学生の文系、理系の希望	人数	実習内容	受入条件等	課室の業務紹介
〇〇局	〇〇課	〇月〇日～〇月〇日 2週間	文系	1	〇〇関係資料作成業務	環境保全に関心のある方、 パソコンの基本操作が可能な方	農産物の〇〇に関すること。 ・〇〇の支援 ・〇〇の推進等

※具体的な受入日が決定していない場合は、「〇月～〇月」でも可

(別紙様式2)

農林水産省就業体験実習推薦申込書

大学・学部名等： _____
 総括責任者職名： _____
 氏名： _____
 連絡担当者職名： _____
 氏名： _____
 住所： _____
 電話番号： _____
 メールアドレス： _____

「農林水産省就業体験実習実施要領」及び「本省における農林水産省就業体験実習生の募集、決定等について」の内容に同意の上、下記学生を推薦します。

	学生氏名	ふりがな	性別	年齢	学年	学部・学科	希望先											どこでも可	実習に参加できない日程	農林水産省でのインターンシップで希望する業務分野等	大学での農林水産省就業体験実習の取扱いについて(単位化予定等)	備考
							大臣官房	新事業・食品産業部	統計部	消費・安全局	輸出・国際局	農産局	畜産局	経営局	農村振興局	技術会議事務局	林野庁					
1																						
2																						
3																						

(記入例) 「農林水産省就業体験実習実施要領」及び「本省における農林水産省就業体験実習生の募集、決定等について」の内容に同意の上、下記学生を推薦します。

	学生氏名	ふりがな	性別	年齢	学年	学部・学科	希望先											どこでも可	実習に参加できない日程	農林水産省でのインターンシップで希望する業務分野等	大学での農林水産省就業体験実習の取扱いについて(単位化予定等)	備考	
							大臣官房	新事業・食品産業部	統計部	消費・安全局	輸出・国際局	農産局	畜産局	経営局	農村振興局	技術会議事務局	林野庁						水産庁
1	農林 太郎	のうりん たろう	男	21	3	〇〇学部〇〇学科			○			○						○			〇月〇日～〇月〇日	〇〇〇〇	
2	農林 次郎	のうりん じろう	男	20	2	△△学部△△学科				○			○				○				△月△日～△月△日	△△△△	
3	農林 三太郎	のうりん さんたろう	男	19	1	××学部××学科														○	×月×日～×月×日	××××	

*希望先に○をする

(別紙様式3)

農林水産省インターンシップ調書

ふりがな						<div style="border: 1px dashed green; padding: 10px; text-align: center;">写真貼付欄 カラー、枠に収まる大きさに貼り付けてください。 スマートフォン撮影等でも可です。</div>					
氏名											
性別		年齢	歳	学年							
連絡先	郵便番号					連絡がつく曜日・時間帯					
	住所										
	携帯電話番号					月	火	水	木	金	時間帯
	メールアドレス(携帯は不可)										

※ ご連絡先について支障の無い範囲でご記入ください。個人情報ですので取扱いには十分注意いたします。

所属大学	大学・大学院名				文系・理系	
	学部・学科					
	専攻					
	所属研究室					
現在の学習・研究の具体的な内容						
語学力・その程度	外国語名				他機関・企業等でのインターンシップ経験	
	英検、TOEIC、TOEFL等					
特技等				注目している時事問題や本等		

1. インターンシップを応募した理由や志望動機(インターンシップを行う上での目的、目標など) ※300字程度

--

▽ 次ページ(2枚目)に続きます ▽

2-1. 農林水産省でのインターンシップで希望する業務分野等

--

2-2. インターンシップを希望する部局に○をしてください。 (複数選択可)							2-3. 実習に参加できない日程があれば×を入れてください。		
大臣官房	大臣官房 新事業・食品産 業部	大臣官房 統計部	消費・安 全局	輸出・国 際局	農産局	どこでも 可	○月○日(○)～ ○月○日(○)		○月○日(○)～ ○月○日(○)
							○月○日(○)～ ○月○日(○)		○月○日(○)～ ○月○日(○)
畜産局	経営局	農村振興 局	技術会議 事務局	林野庁	水産庁		○月○日(○)～ ○月○日(○)		○月○日(○)～ ○月○日(○)
							○月○日(○)～ ○月○日(○)		○月○日(○)～ ○月○日(○)

※ 受入部局、受入れ時期等の調整のため、担当者から直接ご連絡する場合がありますので、御協力をお願いします。

3. 自己PR（学業や課外活動で力を入れていること、自己分析など）※300字程度

--

【アンケート】下記の質問についてご協力頂けましたら幸いです。支障のない範囲でご記入ください。

Q.1 農林水産省のインターンシップを、どこで知りましたか？（○を付ける）

先輩	友人・知 人	大学	SNS	農林水産 省HP	その他

Q.2 国家公務員総合職または一般職（大卒）試験を受験予定ですか？（○を付ける）
合格済の方は合格した年を記載してください。

はい	いいえ	検討中	合格済	合格年(令和○年度)

Q.3 Q.2で「はい」を選択された方は希望職種と受験予定の試験区分をお答えください。
「合格済」を選択された方は希望職種と合格済の試験区分をお答えください。

希望職種（○を付ける）					受験予定または合格済の試験区分	
総合職 事務	総合職 技術	一般職 行政	一般職 技術	未定		

Q.4 現時点でどのようなキャリアを歩みたいと考えていますか。（○を付ける。複数選択可）

大学院進学	国家公務員 (総合職)	国家公務員 (一般職)	地方公務員	民間企業等	大学・研究 機関	その他

御協力ありがとうございました。

※印刷プレビューで枠内に文字が収まること及び両面1枚に収まることを必ずご確認ください。

(別紙様式4)

文書番号
日 付

大学総括責任者 あて

農林水産省大臣官房秘書課長

農林水産省就業体験実習受入れの決定等について

貴殿より推薦のあった農林水産省就業体験実習の受入れについては、選考の結果別記農林水産省就業体験実習生名簿の者を受け入れることとしましたのでお知らせします。
なお、「誓約書」の提出については、別途お知らせします。

(別紙様式 5)

誓 約 書

農林水産省大臣官房秘書課長 殿

農林水産省において就業体験実習を受けるに当たり、農林水産省就業体験実習実施要領（平成 15 年 1 月 31 日大臣官房秘書課長通知）及び本省における農林水産省就業体験実習生の募集、決定等について（平成 15 年 1 月 31 日大臣官房秘書課通知）を理解し、実習生として下記のとおり遵守することを誓約します。

記

1. 実習時間は午前 9 時 45 分から午後 5 時 15 分（以下、「定時という」）までとし、このうち午後 0 時から午後 1 時までは休憩時間とする。なお、例外的に定時以外にも若干の実習を行うことがあるので、指導員の指示に従うこと。
2. 実習期間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めること。
3. 実習期間中は農林水産省職員が遵守すべき法令及び規則を守るとともに、実習生としての活動について指導員の指導、監督等に従うこと。
4. 実習期間中は、特定の政治政党、宗教、企業、団体の利益のための行為を行わないこと。
5. 農林水産省における実習活動中に知り得た情報（公開されているものを除く。）の開示については、指導員の指示に従うこと。実習終了後においても、同様とすること。
6. 実習終了後二週間以内に、様式 7 の実習結果報告書（1,000 字程度）を作成し、指導員を経由して実習実施機関の長に提出すること。
7. 実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に実習実施機関の長の承認を受けること。
8. 病気等のため予定されていた実習を受けられない場合は、あらかじめ、指導員にその旨を連絡すること。やむを得ない場合は、事後速やかに指導員にその旨を連絡すること。
9. 実習中において農林水産省または第三者に損害を与えた場合は、その責めは実習生が負うこと。そのような場合に備え、加入している保険の条件等をよく確認しておくこと。

令和 年 月 日

大 学 名 学 生 氏 名 (署名)

(別紙様式6)

実 習 計 画 書

実 習 生	受入課室名	局 課
	所属大学名	
	氏 名	
実習指導員	職 名	
	氏 名	
実 習 計 画	月 日	

(別紙様式7)

実 習 結 果 報 告 書

受入課室名	
所属大学名	
氏 名	

(別紙様式8)

令和〇年度 インターンシップ受入結果一覧

実習実施機関（局庁名）	受入課室	受入期間（欠務日数）	実習生の所属大学	実習生の氏名	実習内容

(注) 各実習生の報告書（様式7）を添付すること。

(記入例)

実習実施機関（局庁名）	受入課室	受入期間（欠務日数）	実習生の所属大学	実習生の氏名	実習内容
〇〇局	〇〇課	〇月〇日～〇月〇日（〇日） 2週間	〇〇大学	農林 太郎	

動物検疫所における農林水産省就業体験実習生の募集、決定等について

平成23年5月17日付け23動検第156号
一部改正 平成26年2月13日付け25動検第1061号
一部改正 令和3年3月26日付け2動検第1226-1号
農林水産省動物検疫所

農林水産省就業体験実習実施要領（平成15年1月31日大臣官房秘書課長通知（以下「実施要領」という。））第14の（1）に定める動物検疫所の実施分に係る実習生の募集・決定の具体的手続及び実習の実施に関する留意すべき事項は、次によることとする。

（実習生の募集）

第1 実習生の募集は、次により行う。

- （1）動物検疫所長は、実習生の受入れについて、受入れ可能な部署名、期間、人数、実施業務等につき別紙様式1にとりまとめ、消費・安全局を経由して大臣官房秘書課長へ報告するとともに、速やかに、大学等及び学生に対して、インターネット等を通じて、実習の実施を通知する。
- （2）大学等の就職担当部局等は、実習に参加させるものとして推薦する学生を別紙様式2にとりまとめ、被推薦者毎に個人調書を添付して、動物検疫所長に提出する。

（実習生の決定等）

第2 実習生の決定は、次により行う。

- （1）動物検疫所長は、受入れ可能人数、学生の希望等を勘案し、受入れの可否を決定する。この際、実習を実施する部署の長による面接を行うことができる。
- （2）動物検疫所長は、別紙様式3により速やかに大学等へ、受入れ可能な学生の氏名及び実習を実施する部署等（以下「受入部署等」という。）を通知する。当該学生への結果の通知は、各大学等において行うこととする。
- （3）実習生は、実施要領第6の（5）に規定する誓約については、別紙様式5による誓約書に署名、押印し、動物検疫所長に提出することとする。
- （4）実施要領第6の（6）に規定する覚書の締結は、各大学の総括責任者と動物検疫所長との間で、別紙様式4により行うこととする。

(実習の実施に係る留意すべき事項)

第3 実習の実施方法等は、次のとおりとする。

- (1) 動物検疫所長は、実習を実施する部署の長に、その所属職員（原則として主任検疫官クラス）のうちから指導員を指名させる。
- (2) 指導員は、別紙様式6により実施要領第7の(3)に規定する実習計画書を実習開始前日までに動物検疫所長まで提出するものとする。
- (3) 実習生は、実習期間終了後2週間以内に、実習内容に関する報告書(1,000字程度)を作成し、指導員を経由して動物検疫所長に提出することとする。
- (4) 指導員は、実習終了後、速やかに実習の結果について別紙様式7により動物検疫所長に報告することとする。
- (5) 動物検疫所長は、実習終了後、実習の結果について別紙様式8にとりまとめ消費・安全局を経由して大臣官房秘書課長に報告するものとする。
- (6) (5)に定めるとりまとめの報告を受けた動物検疫所長は、各大学等に対して実習の結果を報告するものとする。また、実習生への連絡は、各大学等において行う。
- (7) 実習に必要な机、椅子、パソコン等の事務用品は動物検疫所において準備し、実習生に供与する。
- (8) 指導員は、実施要領第10の趣旨を踏まえ、実習生が動物検疫所所内システムを適正に利用できるよう措置するとともに、実習生を指導・監督しなければならない。

(実習の期間の延長の取扱い)

第4 実習要領第4の(2)に基づく実習の期間の延長については、次のとおりとする。

- (1) 実習生から実習の期間の延長の申出があり、受入部署等として延長して受け入れることができると判断したときは、速やかに動物検疫所長に連絡する。
- (2) (1)により、実習の期間の延長の申出について連絡を受けた動物検疫所長は、速やかに実習の期間の延長の申出を行った実習生が所属する大学等に連絡し、当該期間の延長についての可否の判断について伺いを立てるとともに、受入延長を行う期間が実習生が加入する保険(実施要領第10に定める保険をいう。)の保険期間内であることを確認する。
- (3) 動物検疫所長は、(2)において行った実習の期間の延長の可否の判断等を総合的に勘案し、当該延長の可否について決定するものとする。
- (4) 動物検疫所長は、(3)の結果について、速やかに当該実習生の所属する大学等に連絡するものとする。

(5)(3)において、実習の期間の延長について「可」と判断したときは、動物
検疫所長は、パソコンの貸出期間の延長等必要な手続をとることとする。

(別記様式1)

○年度農林水産省動物検疫所就業体験実習受入先一覧

実習実施機関(所名)	受入部署	受入期間	人数	実習内容	受入条件等

実習実施機関(所名)	受入部署	受入期間	人数	実習内容	受入条件等
動物検疫所	企画管理部調査課				動物検疫に関心があり、パソコンの基本操作ができる方

※具体的な受入日が決定していない場合は、「8月～9月」でも可

(別紙様式2)

農林水産省動物検疫所就業体験実習推薦申込書

大学・学部名等
統括責任者職名
氏名
連絡担当者職名
氏名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

学生氏名	年齢 ・性別	学年・ 専攻学科等	住 所 (市区町村名)	大学での農林水産 省就業体験実習の 取扱いについて (単位化予定等)	備 考 (要望等)

(別紙様式3)

文書番号
日 付

大学総括責任者あて

農林水産省動物検疫所長

農林水産省動物検疫所就業体験実習受入れの決定等について

貴殿から推薦のあった農林水産省動物検疫所就業体験実習の受入れについては、選考の結果、別記農林水産省動物検疫所就業体験実習生名簿の者を受け入れることとしましたので、お知らせします。

つきましては、別添のとおり覚書を締結致しますので、覚書に記名・捺印の上、2通を提出してください。

また、同送の誓約書に記名・捺印の上、1通を提出してください。

(備考)

1. 提出期限

年 月 日 () (必着)

※送付に当たっては、書留扱いをお願いします。

2. 送付先

〒235-0008 神奈川県横浜市磯子区原町1-1-1

農林水産省 動物検疫所 企画管理部調査課 宛

(別紙様式4)

農林水産省動物検疫所就業体験実習に関する覚書

農林水産省動物検疫所と〇〇〇大学(以下「大学」という。)は、別記「農林水産省動物検疫所就業体験実習生名簿」に記載されている大学の所属学生(以下「学生」という。)が動物検疫所において就業体験実習(以下「実習」という。)を行うことについて、下記のとおり覚書を締結する。

記

第1 就業体験実習実施に係る基本的役割等

動物検疫所は、別記のとおり学生を就業体験実習生として受け入れ、学生に対し必要な指導・助言を行う。大学は学生に対し、「農林水産省就業体験実習実施要領(平成15年1月31日農林水産大臣官房秘書課長通知)」、「動物検疫所における農林水産省就業体験実習生の募集、決定等について(平成23年5月17日動物検疫所長通知)」及び本覚書に定める事項を周知するとともに、円滑な実習を進めるため必要な指導及び監督を行う。

第2 実習時間、手当等の支給及び事故への対応等

- (1) 実習時間は、午前8時30分から午後5時00まで(以下「定時」という。)とする。このうち午後0時から午後1時までを休憩時間とする。なお、定時以外にも若干の実習を行うことがある。
- (2) 動物検疫所は、実習中、学生に対し、通勤費(自宅及び滞在先より)、手当(日当)、食費及び旅費(滞在先までの往復旅費)を支給しない。
- (3) 大学は、学生に「学生教育研究災害傷害保険」及び「インターンシップ等賠償責任保険」等の保険に加入させ、学生が実習中において関係他者(動物検疫所、人物、財物等)に損害、損傷を与えた場合は、当該保険により補償する。

第3 実習中における遵守事項等

- (1) 学生は、実習に関して指導員の指示に従い、実習期間中は実習に専念し、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。
- (2) 実習の欠務は、正当な事由による場合以外は認めない。やむを得ず欠務する場合は、事前に指導員に申し出て、その指示に従うこととする。正当な事由による場合であっても2日以上欠務した場合、動物検疫所は、実習を打ち切ることができることとする。
- (3) 学生は、動物検疫所における実習活動中に知り得た情報(公開されているものを除く。)の開示については、指導員の指示に従わなければならない。実習終了後においても、同様とする。
- (4) 学生は、実習期間終了後2週間以内に、実習内容に関する報告書(1,000字程度)を作成し、指導員を経由して動物検疫所長に提出しなければならない。
- (5) 学生は、実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に動物検疫所長の承認を受けなければならない。
- (6) 動物検疫所は、学生がこの覚書に従わない場合、その他実習を継続しがたい事由が生じた場合は実習を打ち切ることができる。動物検疫所は、実習を打ち切った場合は、速やかに大学にその旨を通知する。

第4 誓約書の提出

学生は、実習に先立ち、動物検疫所に対して誓約書を提出する。

第5 協議

本覚書に定めがない事項又は本覚書に疑義が生じた事項については、動物検疫所と大学が協議の上決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、動物検疫所及び大学が記名捺印の上それぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

(日付は、空欄。当方において本覚書を受領した日付を記入し、貴職へ返送致します。)

農林水産省動物検疫所長 ○○○○

印

〇〇〇大学 総括責任者 ○○○○

印

別 記

農林水産省動物検疫所就業体験実習生名簿

実習実施機関	受入部署	受入開始日	受入終了日	学 部	氏 名

(別紙様式5)

誓 約 書

農林水産省動物検疫所長 殿

農林水産省動物検疫所において就業体験実習を受けるに当たり、農林水産省就業体験実習実施要領（平成15年1月31日大臣官房秘書課長通知）等を理解し、実習生として下記のとおり遵守することを誓約します。

記

- 1 実習期間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めること。
- 2 実習期間中は動物検疫所職員が遵守すべき法令及び規則を守るとともに、実習生としての活動について指導員の指導、監督等に従うこと。
- 3 実習期間中は、特定の政治政党、宗教、企業、団体の利益のための行為を行わないこと。
- 4 動物検疫所における実習活動中に知り得た情報（公開されているものを除く。）の開示については、指導員の指示に従うこと。実習終了後においても、同様とすること。
- 5 実習終了後2週間以内に、実習内容に関する報告書（1,000字程度）を作成し、指導員を経由して動物検疫所長に提出すること。
- 6 実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に動物検疫所長の承認を受けること。
- 7 病気等のため予定されていた実習を受けられない場合は、あらかじめ、指導員にその旨を連絡すること。やむを得ない場合は、事後速やかに指導員にその旨を連絡すること。

年 月 日

大 学 名 学 生 氏 名 (署 名)

(別紙様式6)

実 習 計 画 書

実 習 生	受入部署名	
	所属大学名	
	氏 名	
実 習 指 導 員	職 名	
	氏 名	
実 習 計 画	月 日	

(別紙様式7)

農林水産省動物検疫所就業体験実習受入結果報告

受入部署名			
指導員名			
実習生名			
大学学部名	大学	学部	年
期間	月 日	～	月 日
出席状況	出席 遅刻	日 日	・ ・ 欠席 早退 日 日
評価項目		評価	特記事項
実習生の 実習態度	規律正しい態度であり、実習中支障がなかった	A・B C・D	
	業務内容の的確な理解ができていた	A・B C・D	
	業務内容に適応した行動であった	A・B C・D	
	目的意識をもって意欲的に取り組む姿勢が見られた	A・B C・D	
今後の改善点			
その他（感想・良かった点等自由にご記入下さい。）			

評価：A（優れている） B（やや優れている） C（普通） D（劣っている）の4段階

(別紙様式 8)

農林水産省動物検疫所就業体験実習受入結果一覧

実習実施機関(所名)	受入部署	受入期間	人数	実習内容	実習生の所属大学

(注) 各指導員の報告(様式7)を添付すること。

動物検疫所

動物の輸出入	畜産物の輸出入	海外旅行される方へ	申請・お問い合わせ	動物検疫について
--------	---------	-----------	-----------	----------

ホーム > 動物検疫所案内 > 採用情報 > 就業体験実習生（インターンシップ）の受入れについて

更新日：令和5年5月10日

検疫部管理指導課

令和5年度動物検疫所就業体験実習生の受入れについて

この夏、家畜等の水際検疫の最前線で私達と一緒に働いてみませんか？

北は北海道から南は沖縄まで、全国各地の動物検疫所で畜産物の検査、動物の検査、検疫探知犬業務等の業務を体験することができます。

各支所の業務内容は、「3.受入部署・期間・内容」の「[令和5年度農林水産省動物検疫所就業体験実習受入先実習内容一覧](#)」をご確認ください。

ご応募お待ちしております！

1.目的

本実習は、学生が動物検疫所の実際の行政事務に接することにより、学習意欲を喚起し、高い職業意識を育成するとともに、動物検疫及び農林水産行政に対する理解を深めてもらうことを目的としています。

2.対象者

大学（短期大学含む）又は大学院（以下、「大学等」という。）の学生のうち、所属する大学等から推薦された学生（日本国籍を有する方）

3.受入部署・期間・内容

[令和5年度農林水産省動物検疫所就業体験実習受入先一覧（PDF：290KB）](#)

[令和5年度農林水産省動物検疫所就業体験実習受入先実習内容一覧（PDF：2,026KB）](#)

（注1）実習時間は、原則として祝日を除く、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までです。

（受入部署により開始時間が変更となる場合があります。）

（注2）受入部署、受入期間、人数については、都合により変更することがあります。変更になる場合は事前に受講予定者に連絡いたします。

（注3）実習受入部署により、公共交通機関で移動して実習を行う場合、又は職員の運転する車に同乗して実習を行う場合があります。

（注4）輸入動物の係留施設において実習する場合、実習前1週間は偶蹄類及び馬科動物と接触しない、家畜伝染病予防法で定める監視伝染病の病原体を取り扱わないようにお願いします。

実習期間中に係留動物に接触した場合は、後1週間は偶蹄類及び馬科の動物との接触はしないようにお願いします。また、実習前1週間以内に海外から帰国している場合、受入れを見合わせる場合があります。

（注5）受入部署の場所については以下のリンクより確認してください。

[動物検疫所所在地一覧（動物検疫所HPへのリンク）](#)

4.応募方法等

インターンシップを希望する学生は、各所属大学の就職担当部局等に申し出てください。（**学生個人からの応募は受け付けておりませんのでご了承ください。**）。

(1) 学生の方へ

動物検疫所インターンシップ調書に必要事項を記入し、**各大学等の就職担当部局等**に提出してください。
動物検疫所インターンシップ調書の様式は、[6の【様式】](#)からダウンロードして使用してください。
お問合せについては、各大学等担当者を通じてお願いします。

（注）締切日は、大学等が動物検疫所に応募する締切であり、学生が大学等へ提出する締切ではありませんのでご注意ください。

(2) 大学等担当者の方へ

大学等が実習生の資格要件（注）に合致するものと判断して推薦する学生を「**動物検疫所就業体験実習推薦申込書（押印不要）**」にとりまとめ、被推薦者毎に「**動物検疫所インターンシップ調書**」を添付して、下記期限までに[提出先アドレスへメール](#)にて提出をお願いします。（**郵送不可**）
応募書類受領後3営業日以内に管理指導課より受領完了の旨メールを送付します。メールが届かない場合は、管理指導課までお問い合わせください。
各様式の記載・提出にあたっては[6の【様式】](#)からダウンロードして使用してください。

（注）実習生の資格要件は、【参考】の「農林水産省就業体験実施要領」の第5をご参照ください。

5.応募締切

2023年6月5日（月曜日）メール必着

6.提出先メールアドレス

aqs.yokkanri@maff.go.jp

- （注1）提出の際は、1つの大学につき1つの窓口にしていただきますようお願いいたします。
- （注2）メールの件名は、「インターンシップ申込み（〇〇大学）」としていただくようお願いいたします。
- （注3）メールの容量が7MBを超えると受信できない可能性があります。容量が大きくなる場合は、メールを分割していただくか圧縮ファイル（ZIPファイル）によりお送りください。

【様式】

様式1 動物検疫所インターンシップ調書（Excel：42KB） （学生用）

様式2 動物検疫所就業体験実習推薦申込書（Excel：17KB） （大学担当者用）

- （注1）様式1はExcelとPDF両方のファイルでご提出ください。様式2はExcelのみで大丈夫です。
- （注2）インターンシップ調書には、実習に参加できない日程を全て正確に記載するようにしてください。（正確に記載されていないとマッチング作業に支障が出ます。）
- （注3）印刷プレビューで、枠内に文字が収まること及び両面1枚に収まることを必ずご確認ください。

7.受入学生の決定

令和5年6月下旬までに、受入れの可否を各大学等に連絡予定です。

8.動物検疫所インターンシップ制度の概要

- (1) 動物検疫所は、実習生個人ごとに指導員を置き、実習生の指導及び助言に当たらせてます。
- (2) 実習生は、指導員の助言のもとに受入部署における補助的な検疫事務に従事していただきます。
- (3) 実習生は、実習開始前に服務規律の遵守にかかる誓約をしていただきます。
- (4) 実習生は、動物検疫所における実習活動中に知り得た情報の開示については、指導員の指示に従ってください。
- (5) 実習生は、実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に動物検疫所の承認を受けてください。
- (6) 実習生は、実習期間終了後2週間以内に、実習内容に関する報告書（1,000字程度）を作成し、動物検疫所に提出していただきます。
- (7) 実習に際し、当所からの手当て（交通費、食費、宿泊費等）の支給はありませんのでご注意ください。
- (8) 大学等は、実習生に「学生教育研究災害障害保険」及び「インターンシップ賠償責任保険」等の保険に加入させ、実習中における関係他者（動物検疫所、人物、財物等）に対する損害、損傷等により被る法律上の損害賠償を補償することに備えていただきます。

その他、詳しくは、以下の「農林水産省就業体験実施要領」及び「動物検疫所における農林水産省就業体験実習生の募集、決定等について」をご覧ください。

【参考】

3 [農林水産省就業体験実施要領（PDF：610KB）](#)

4 [動物検疫所における農林水産省就業体験実習生の募集、決定等について（PDF：103KB）](#)

応募・お問合せ先（お問合せについては、大学等担当者を通じてお願いいたします。）

動物検疫所管理指導課

〒235-0008 神奈川県横浜市磯子区原町11-1

メールアドレス：aqs.yokkanri@maff.go.jp

電話：045-751-5937（直通） FAX：045-751-0549

担当者：中澤（なかざわ）、菅谷（すがや）、山口（やまぐち）

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



広報イベント情報

関連リンク集

農林水産省
トップページへ

動物検疫所

住所：〒235-0008 神奈川県横浜市磯子区原町11-1
電話：[動物検疫所へのお問合わせ先](#)
法人番号：5000012080001

[ご意見・お問い合わせ](#)

[所在地一覧](#)

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)



Copyright : Animal Quarantine Service